

障 発 0331 第 19 号
こ 支 障 第 84 号
令 和 7 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
こ ども 家 庭 庁 支 援 局 長
(公 印 省 略)

「介護給付費等の支給決定等について」の一部改正について

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「介護給付費等の支給決定等について」（平成 19 年 3 月 23 日障発第 0323002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正しましたので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段のご配慮をお願いします。

(別紙)

新 旧 対 照 表

○「介護給付費等の支給決定等について」(平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(抄)

改正後		現 行	
	障 発 第 0323002 号		障 発 第 0323002 号
	平成19年3月23日		平成19年3月23日
	一 部 改 正		一 部 改 正
	障 発 第 0330014 号		障 発 第 0330014 号
	平成19年3月30日		平成19年3月30日
	障 発 第 0331025 号		障 発 第 0331025 号
	平成20年3月31日		平成20年3月31日
	障 発 第 0401008 号		障 発 第 0401008 号
	平成21年 4月 1日		平成21年 4月 1日
	障 発 1210 第 5 号		障 発 1210 第 5 号
	平成22年12月10日		平成22年12月10日
	障 発 0928 第 1 号		障 発 0928 第 1 号
	平成23年9月28日		平成23年9月28日
	障 発 0330 第 30 号		障 発 0330 第 30 号
	平成24年3月30日		平成24年3月30日
	障 発 0329 第 15 号		障 発 0329 第 15 号
	平成25年3月29日		平成25年3月29日
	障 発 0331 第 27 号		障 発 0331 第 27 号
	平成26年3月31日		平成26年3月31日
	障 発 0220 第 9 号		障 発 0220 第 9 号

平成27年2月20日 障 発 0331 第 19 号 平成27年3月31日 障 発 0329 第 27 号 平成30年3月29日 障 発 0304 第 1 号 平成31年3月4日 障 発 0331 第 9 号 令和3年3月31日 障 発 0329 第 9 号 令和4年3月29日 障 発 0329 第 32 号 こ 支 障 第 96 号 令和6年3月29日 <u>最終改正障 発 0331 第 19 号</u> <u>こ 支 障 第 84 号</u> <u>令和7年3月31日</u> 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 こ ど も 家 庭 庁 支 援 局 長	平成27年2月20日 障 発 0331 第 19 号 平成27年3月31日 障 発 0329 第 27 号 平成30年3月29日 障 発 0304 第 1 号 平成31年3月4日 障 発 0331 第 9 号 令和3年3月31日 障 発 0329 第 9 号 令和4年3月29日 <u>最終改正障 発 0329 第 32 号</u> こ 支 障 第 96 号 令和6年3月29日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 こ ど も 家 庭 庁 支 援 局 長
---	--

介護給付費等の支給決定等について

標記については、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）及びこれに基づく関係法令等によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いを下記のとおり定め、平成 18 年 10 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、平成 15 年 3 月 28 日付け障発第 0328020 号当職通知「支援費支給決定について」、平成 15 年 6 月 6 日付け障発第 0606001 号当職通知「児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給等の対象となる児童について」及び平成 15 年 6 月 6 日付け障発第 0606002 号当職通知「児童福祉法第 21 条の 25 第 1 項に規定するやむを得ない事由による措置により児童デイサービスを提供する場合の留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

介護給付費等の支給決定等について

標記については、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）及びこれに基づく関係法令等によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いを下記のとおり定め、平成 18 年 10 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、平成 15 年 3 月 28 日付け障発第 0328020 号当職通知「支援費支給決定について」、平成 15 年 6 月 6 日付け障発第 0606001 号当職通知「児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給等の対象となる児童について」及び平成 15 年 6 月 6 日付け障発第 0606002 号当職通知「児童福祉法第 21 条の 25 第 1 項に規定するやむを得ない事由による措置により児童デイサービスを提供する場合の留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記	記
第一～第三 （略） 第四 支給決定及び地域相談支援給付決定の際勘案すべき事項その他の基本事項 1 支給決定及び地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「規則」という。）第 12 条に規定する支給決定の際に勘案すべき事項及び規則第 34 条の 35 に規定する地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項（以下「勘案事項」という。）を定める趣旨は、次のとおりである。 (1) 障害福祉サービス ①・② （略） ③ 介護給付費等の受給状況及び介護給付費等以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用状況 市町村は、申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、支給決定により当該障害者等が全体としてどのようなサービスを受けながら生活することになるのかを把握した上で支給決定を行う。例えば、居宅介護に係る支給申請の場合、日中において支援を行うこととなる生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援及び就労継続支援（A 型・B 型）（以下「日中活動サービス」という。）や<u>就労選択支援</u>、短期入所に係る受給の状況、地域生活支援事業の利用状況等を勘案し、	第一～第三 （略） 第四 支給決定及び地域相談支援給付決定の際勘案すべき事項その他の基本事項 1 支給決定及び地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「規則」という。）第 12 条に規定する支給決定の際に勘案すべき事項及び規則第 34 条の 35 に規定する地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項（以下「勘案事項」という。）を定める趣旨は、次のとおりである。 (1) 障害福祉サービス ①・② （略） ③ 介護給付費等の受給状況及び介護給付費等以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用状況 市町村は、申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、支給決定により当該障害者等が全体としてどのようなサービスを受けながら生活することになるのかを把握した上で支給決定を行う。例えば、居宅介護に係る支給申請の場合、日中において支援を行うこととなる生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援及び就労継続支援（A 型・B 型）（以下「日中活動サービス」という。）や短期入所に係る受給の状況、地域生活支援事業の利用状況等を勘案し、支給量の調整等

支給量の調整等を図ることが考えられる。 また、介護保険制度に基づく給付との適用関係については、法第7条に規定しているところであるが、この取扱いとは別に通知するところによる。 ④ 障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容 当該障害者等が受けようとするサービスの内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して介護給付費等の支給決定を行う。その際、社会参加の意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのかを十分考慮する必要がある。 ⑤・⑥ (略) (2) (略) 2 (略) 3 サービス等利用計画案の提出 市町村は、障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者	を図ることが考えられる。 また、介護保険制度に基づく給付との適用関係については、法第7条に規定しているところであるが、この取扱いとは別に通知するところによる。 ④ 障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容 当該障害者等が受けようとするサービスの内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して介護給付費等の支給決定を行う。その際、社会参加の意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのかを十分考慮する必要がある。 <u>特に、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の利用については、地域移行支援型ホームを行う事業者が当該事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者であって、当該病院等が地域への退院支援を徹底してもなお、直接、地域に出ることを不安に感じる者が、当該サービスの利用を自ら希望する場合にのみ利用が可能である。ただし、退院する際は病院の敷地外である地域生活に移行することが原則であり、地域移行支援型ホームの利用は、やむを得ない事情を考慮して例外的に認められるものであることに留意すること。</u> ⑤・⑥ (略) (2) (略) 2 (略) 3 サービス等利用計画案の提出 市町村は、障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者
--	--

若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者に対し、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める。ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市町村がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとする。

市町村からサービス等利用計画案の提出を求められた申請者は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を提出する。

なお、市町村からサービス等利用計画案の提出を求められた申請者は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案の提出を希望する場合には、指定特定相談支援事業者が作成する計画案に代えて当該事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案を提出できる。ただし、平成 27 年厚生労働省令第 5 号附則第 2 項の規定に基づき、なお従前の例によることとされたによる改正前の指定障害福祉サービス基準附則第 7 条に規定する地域移行型ホームにおける指定共同生活援助等の申請者に係るサービス等利用計画案については、指定特定相談支援事業者（当該地域移行型ホームと同一敷地内にある入所施設又は病院の開設者、管理者その他の関係者と特別な関係にないものに限る。）が作成したものに限る（既に指定特定相談支援事業者以外の者が作成したサービス等利用計画を有する申請者については、当該計画の有効期間内においてはこの限りでない。）。その際、市町村は、指定特定相談支援事業者に

若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者に対し、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める。ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市町村がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとする。

市町村からサービス等利用計画案の提出を求められた申請者は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を提出する。

なお、市町村からサービス等利用計画案の提出を求められた申請者は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案の提出を希望する場合には、指定特定相談支援事業者が作成する計画案に代えて当該事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案を提出できる。ただし、地域移行支援型ホーム（従前の地域移行型ホームを含む。以下同じ。）における指定共同生活援助等の申請者に係るサービス等利用計画案については、指定特定相談支援事業者（当該地域移行支援型ホームと同一敷地内にある病院の開設者、管理者その他の関係者と特別な関係にないものに限る。）が作成したものに限る（既に指定特定相談支援事業者以外の者が作成したサービス等利用計画を有する申請者については、当該計画の有効期間内においてはこの限りでない。）。その際、市町村は、指定特定相談支援事業者に対し、当該地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の利用とは別に、当該申請者が地域で生活することが可

対し、当該地域移行型ホームにおける指定共同生活援助等の利用とは別に、当該申請者が地域で生活することが可能となるような支援策が考えられる場合にはそれを申請者に提示するように努め、必要な助言、指導を行うこと。 市町村は、これらのサービス等利用計画案の提出があった場合には、勘案事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して支給決定又は地域相談支援給付決定を行う。 4 同時に支給決定又は地域相談支援給付決定ができるサービスの組合せ (1) 併給調整関係 個々の障害者等のニーズや地域におけるサービス提供基盤は多様であること、さらに、利用実績払い（日額報酬）を導入したことに伴い、報酬の重複なく、様々なサービスを組み合わせることが可能となったことから、原則として、併給できないサービスの組み合わせは特定せず、報酬が重複しない利用形態であるならば、障害者等の自立を効果的に支援する観点から、市町村が支給決定又は地域相談支援給付決定時にその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとする。 具体例を挙げると次のとおりである。 ①～⑥ （略） ⑦ <u>就労選択支援については、例えば、以下のようなサービスについて支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。</u> <u>・放課後等デイサービスとの同日利用(満 18 歳未満の障害児が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用</u>	能となるような支援策が考えられる場合にはそれを申請者に提示するように努め、必要な助言、指導を行うこと。 市町村は、これらのサービス等利用計画案の提出があった場合には、勘案事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して支給決定又は地域相談支援給付決定を行う。 4 同時に支給決定又は地域相談支援給付決定ができるサービスの組合せ (1) 併給調整関係 個々の障害者等のニーズや地域におけるサービス提供基盤は多様であること、さらに、利用実績払い（日額報酬）を導入したことに伴い、報酬の重複なく、様々なサービスを組み合わせることが可能となったことから、原則として、併給できないサービスの組み合わせは特定せず、報酬が重複しない利用形態であるならば、障害者等の自立を効果的に支援する観点から、市町村が支給決定又は地域相談支援給付決定時にその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとする。 具体例を挙げると次のとおりである。 ①～⑥ （略） (新設)
--	---

<u>した後、夕方に放課後等デイサービスを利用する等)</u> <u>・障害児入所施設との同日利用(障害児入所施設の入所児童が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用する等)</u> <u>一方、日中活動サービスについては、どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯の支援が想定されていること、日中活動サービスは就労移行支援体制加算が算定でき、就労に向けた支援が想定されていることから、就労選択支援と支援の重なりがあると考えられ、就労選択支援の報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。ただし、相互の合議による報酬の配分により、両サービスを同一日に利用することを妨げるものではない。</u> <u>なお、近隣に就労選択支援事業所が無い場合は、就労移行支援によるアセスメントを代わりに利用することになるところ、就労移行支援によるアセスメントについても、放課後等デイサービスと支援内容・報酬に重なりはないと考えられることから、令和7年10月以降、就労アセスメントのために就労移行支援を利用する場合に限り、就労移行支援と放課後等デイサービス・障害児入所施設を同一日に利用できる。(就労アセスメント以外の就労移行支援は、従来どおり放課後等デイサービス・障害児入所施設と同一日の利用はできない)。</u> ⑧～⑩ (略) (2) (略) 5 (略)	⑦～⑨ (略) (2) (略) 5 (略)
--	--

第五 介護給付費等に係る支給決定及び地域相談支援給付決定

1 介護給付費等に係る支給決定

(1) (略)

(2) 障害支援区分の認定を要しない支給申請に係る訓練等給付費の支給決定

障害支援区分の認定を要しない支給申請を行う障害者に対して、訓練等給付費の支給決定をする場合の留意事項は、申請者の障害の種類及び程度その他の状況が、報酬告示別表介護給付費等単位数表の規定に基づき、当該障害福祉サービスの所定単位数が算定される場合（解釈運用に当たっては、報酬解釈通知に定める各障害福祉サービスの対象者を参照すること。）に該当することを確認するほか、基本的には(1)の場合と同様であるが、一部のサービスを除き、一定期間の訓練を行うサービスであることを踏まえ、障害者本人の希望を尊重しつつ、より適切なサービスの利用を図る観点から、利用を希望する障害福祉サービスについて、当該サービスの継続利用についての利用者の最終的な意向を確認した上で、当該サービスの利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間（以下「暫定支給決定期間」という。）を設定した支給決定（以下「暫定支給決定」という。）を行うものとする。

なお、就労定着支援については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月（通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合（当該利用形態を以下「労

第五 介護給付費等に係る支給決定及び地域相談支援給付決定

1 介護給付費等に係る支給決定

(1) (略)

(2) 障害支援区分の認定を要しない支給申請に係る訓練等給付費の支給決定

障害支援区分の認定を要しない支給申請を行う障害者に対して、訓練等給付費の支給決定をする場合の留意事項は、申請者の障害の種類及び程度その他の状況が、報酬告示別表介護給付費等単位数表の規定に基づき、当該障害福祉サービスの所定単位数が算定される場合（解釈運用に当たっては、報酬解釈通知に定める各障害福祉サービスの対象者を参照すること。）に該当することを確認するほか、基本的には(1)の場合と同様であるが、一部のサービスを除き、一定期間の訓練を行うサービスであることを踏まえ、障害者本人の希望を尊重しつつ、より適切なサービスの利用を図る観点から、利用を希望する障害福祉サービスについて、当該サービスの継続利用についての利用者の最終的な意向を確認した上で、当該サービスの利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間（以下「暫定支給決定期間」という。）を設定した支給決定（以下「暫定支給決定」という。）を行うものとする。

なお、就労定着支援については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月（通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合（当該利用形態を以下「労

働時間延長支援型」という。)は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合(当該利用形態を以下「復職支援型」という。)は、復職した日から起算して6月)を経過した障害者が利用するものであるため、暫定支給決定を行わずに支給決定を行うものとする。また、障害者の職場への定着を促進するため、一般就労を目指して就労移行支援等の利用を希望する障害者には、あらかじめ一般就労後の就労定着支援の利用を推奨することが望ましい。

① 暫定支給決定の対象サービス

市町村は、障害者から自立訓練(機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練)、就労移行支援又は就労継続支援A型(雇用契約を締結しない場合を含む。)の支給申請があったときは、勘案事項やサービス等利用計画案を踏まえて暫定支給決定を行うものとする。ただし、就労選択支援の利用を経て就労移行支援や就労継続支援A型を利用する場合や労働時間延長支援型については、暫定支給決定を要しないこととする。

就労継続支援B型については、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者等であり、他事業への転換が困難な者であることから、暫定支給決定を要しないものとするが、報酬解釈通知に定める当該サービスの対象者に留意の上、一般就労又は就労移行支援若しくは就労継続支援A型の利用が可能な者に対し、安易に就労継続支援B型の支給決定を行うことがないよう、令和7年10月以降は、就労選択支援事業者等によるアセスメントにより、就労

働時間延長支援型」という。)は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合(当該利用形態を以下「復職支援型」という。)は、復職した日から起算して6月)を経過した障害者が利用するものであるため、暫定支給決定を行わずに支給決定を行うものとする。また、障害者の職場への定着を促進するため、一般就労を目指して就労移行支援等の利用を希望する障害者には、あらかじめ一般就労後の就労定着支援の利用を推奨することが望ましい。

① 暫定支給決定の対象サービス

市町村は、障害者から自立訓練(機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練)、就労移行支援又は就労継続支援A型(雇用契約を締結しない場合を含む。)の支給申請があったときは、勘案事項やサービス等利用計画案を踏まえて暫定支給決定を行うものとする。ただし、労働時間延長支援型については、暫定支給決定を要しないこととする。

就労継続支援B型については、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者等であり、他事業への転換が困難な者であることから、暫定支給決定を要しないものとするが、報酬解釈通知に定める当該サービスの対象者に留意の上、一般就労又は就労移行支援若しくは就労継続支援A型の利用が可能な者に対し、安易に就労継続支援B型の支給決定を行うことがないよう留意されたい。なお、暫定支給決定の対象サービスに係る支給申請のあった障

面に係る課題等の把握が行われている者が対象となることに留意されたい。なお、暫定支給決定の対象サービスに係る支給申請のあった障害者について、既に暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと市町村が認めるときは、暫定支給決定は行わなくても差し支えないものとする。 ②・③ （略） 2 （略） 第六 支給決定又は地域相談支援給付決定時に定める事項 1 支給決定又は地域相談支援給付決定事項 市町村は、申請のあった障害福祉サービス又は地域相談支援の種類に応じ、申請者からの具体的な利用意向の聴き取り等により、更にサービス内容を特定して支給決定又は地域相談支援給付決定を行うとともに、特定された障害福祉サービス又は地域相談支援の種類（区分）及び内容ごとに支給量又は地域相談支援給付量及び支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間を定める。 (1) 支給量及び地域相談支援給付量 支給量及び地域相談支援給付量を定める単位期間については、1 か月とし、支給量を定める単位については、サービスの種類ごとに次の単位で定める。 ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護・・・時間（30 分単位） ※ 家事援助において、最初の 30 分以降は 15 分を単位とする。 ・ 重度障害者等包括支援・・・単位／月	害者について、既に暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと市町村が認めるときは、暫定支給決定は行わなくても差し支えないものとする。 ②・③ （略） 2 （略） 第六 支給決定又は地域相談支援給付決定時に定める事項 1 支給決定又は地域相談支援給付決定事項 市町村は、申請のあった障害福祉サービス又は地域相談支援の種類に応じ、申請者からの具体的な利用意向の聴き取り等により、更にサービス内容を特定して支給決定又は地域相談支援給付決定を行うとともに、特定された障害福祉サービス又は地域相談支援の種類（区分）及び内容ごとに支給量又は地域相談支援給付量及び支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間を定める。 (1) 支給量及び地域相談支援給付量 支給量及び地域相談支援給付量を定める単位期間については、1 か月とし、支給量を定める単位については、サービスの種類ごとに次の単位で定める。 ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護・・・時間（30 分単位） ※ 家事援助において、最初の 30 分以降は 15 分を単位とする。 ・ 重度障害者等包括支援・・・単位／月
---	---

・ 上記以外の障害福祉サービス及び地域相談支援・・・日／月 また、具体的な支給量及び地域相談支援給付量については、障害福祉サービス及び地域相談支援の種類ごとに、支給決定又は地域相談支援給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、次の考え方により、適切な量を定めるものとする。なお、複数のサービスを組み合わせて支給決定又は地域相談支援給付決定をする場合（併給が認められないサービスを除く。）は、複数のサービスを合わせた支給量が適切な量となるよう留意する必要がある。 ①～③ （略） ④ 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、<u>就労選択支援</u>、就労移行支援、就労継続支援 ア 平成 18 年 4 月から利用実績払い（日額報酬）を導入したことに伴い、通所による指定施設支援の量について、原則として、各月の日数から 8 日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を限度として利用することを決定しているものとみなしてきたところであるが、平成 18 年 10 月以降の法移行後においても、日中活動サービスについては、引き続き、原則として一人の障害者が一月に利用できる日数（支給量）は、「原則の日数」を上限とすることを基本とする。<u>また、令和 7 年 10 月から施行される就労選択支援についても同様の取扱いとする。</u> ただし、次の場合には、「原則の日数」を超える支給量を定めることが可能なものとする。 （ア） 日中活動サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ること	・ 上記以外の障害福祉サービス及び地域相談支援・・・日／月 また、具体的な支給量及び地域相談支援給付量については、障害福祉サービス及び地域相談支援の種類ごとに、支給決定又は地域相談支援給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、次の考え方により、適切な量を定めるものとする。なお、複数のサービスを組み合わせて支給決定又は地域相談支援給付決定をする場合（併給が認められないサービスを除く。）は、複数のサービスを合わせた支給量が適切な量となるよう留意する必要がある。 ①～③ （略） ④ 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 ア 平成 18 年 4 月から利用実績払い（日額報酬）を導入したことに伴い、通所による指定施設支援の量について、原則として、各月の日数から 8 日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を限度として利用することを決定しているものとみなしてきたところであるが、平成 18 年 10 月以降の法移行後においても、日中活動サービスについては、引き続き、原則として一人の障害者が一月に利用できる日数（支給量）は、「原則の日数」を上限とすることを基本とする。ただし、次の場合には、「原則の日数」を超える支給量を定めることが可能なものとする。 （ア） 日中活動サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ること
---	--

により、当該施設が特定する3か月以上1年以内の期間において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。<u>(就労選択支援を除く。)</u> (イ) (略) イ・ウ (略) ⑤ (略) (2) (略) 2 (略) 第七 (略) 第八 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新 支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間が終了する場合において、支給決定障害者等が引き続き当該障害福祉サービス又は地域相談支援の利用を希望するときは、市町村は、支給決定障害者等からの支給申請に基づき、勘案事項等を勘案した結果、サービスの利用継続の必要性が認められれば、改めて支給決定又は地域相談支援給付決定をすることができる（この支給決定又は地域相談支援給付決定を以下「支給決定又は地域相談支援給付決定の更新」という。）。 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に当たっては、次のことに留意すること。 1 (略) 2 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に係る利用期間の取扱い 自立訓練等期限の定めがある訓練等給付費に係る障害福祉サービスなど、次に掲げる支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際して	により、当該施設が特定する3か月以上1年以内の期間において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。 (イ) (略) イ・ウ (略) ⑤ (略) (2) (略) 2 (略) 第七 (略) 第八 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新 支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間が終了する場合において、支給決定障害者等が引き続き当該障害福祉サービス又は地域相談支援の利用を希望するときは、市町村は、支給決定障害者等からの支給申請に基づき、勘案事項等を勘案した結果、サービスの利用継続の必要性が認められれば、改めて支給決定又は地域相談支援給付決定をすることができる（この支給決定又は地域相談支援給付決定を以下「支給決定又は地域相談支援給付決定の更新」という。）。 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に当たっては、次のことに留意すること。 1 (略) 2 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に係る利用期間の取扱い 自立訓練等期限の定めがある訓練等給付費に係る障害福祉サービスなど、次に掲げる支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際して
---	--

は、標準利用期間を念頭に置くほか、利用継続の必要性について十分な評価検討を行う必要がある。なお、訓練等給付費の支給要否決定又は地域相談支援給付費の給付要否決定を行う際の調査についても、障害支援区分との均衡を考慮して、最長３年間の範囲内で、支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際し、障害者の心身の状況等に応じて適宜行うことが考えられる。

(1) 訓練等給付費等に係る障害福祉サービス等

①～③ (略)

④ 就労選択支援

就労選択支援は、支給決定期間は原則１か月であるが、以下の条件を満たす場合には、さらに最大１か月（１回）の更新を可能とする。

- ・ 自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、１か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合
- ・ 作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、１か月以上の時間をかけた観察が必要な場合

なお、当初の支給決定期間が２か月の場合は更新できない。

⑤ (略)

⑥ 共同生活援助における地域移行型ホーム

地域移行型ホームは、入所・入院から地域への移行のための通過的な居住の場としての機能を有するものであることから、地域移行

は、標準利用期間を念頭に置くほか、利用継続の必要性について十分な評価検討を行う必要がある。なお、訓練等給付費の支給要否決定又は地域相談支援給付費の給付要否決定を行う際の調査についても、障害支援区分との均衡を考慮して、最長３年間の範囲内で、支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際し、障害者の心身の状況等に応じて適宜行うことが考えられる。

(1) 訓練等給付費等に係る障害福祉サービス等

①～③ (略)

④ (略)

⑤ 共同生活援助における地域移行支援型ホーム

地域移行支援型ホームは、地域への移行のための通過的な居住の場としての機能を有するものであることから、地域移行型ホーム事

型ホーム事業者は、利用者に対し、2年間を超えてサービスを提供してはならないことを原則としている。 したがって、入居から2年間を超える支給決定の更新の申請があった場合には、市町村審査会の意見を聴き、真に必要やむを得ない場合に限り必要最小限の有効期間で支給決定の更新を行うとともに、できるだけ早期に本来的な地域への移行ができるよう必要な調整を行うものとする。 <u>⑦～⑨</u> （略） (2) （略）	業者は、利用者に対し、2年間を超えてサービスを提供してはならないことを原則としている。 したがって、入居から2年間を超える支給決定の更新の申請があった場合には、市町村審査会の意見を聴き、真に必要やむを得ない場合に限り必要最小限の有効期間で支給決定の更新を行うとともに、できるだけ早期に本来的な地域への移行ができるよう必要な調整を行うものとする。 <u>⑥～⑧</u> （略） (2) （略）
--	---